

# 第 59 回伊勢市都市計画審議会 事前説明案件

令和 2 年 4 月 28 日

- 事前説明案件 1 伊勢都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理場）の変更素案  
…P 1～P 5
- 事前説明案件 2 伊勢都市計画特定用途制限地域の変更素案  
…P 6～P 12
- 事前説明案件 3 環境影響評価方法書の概要  
…P 13

【計画書】

伊勢都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）の変更（伊勢市決定）

都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）を次のように変更する。

名 称		位 置	面 積	備 考
番号	ごみ処理場名			
1	伊勢広域環境組合 ごみ処理施設	伊勢市西豊浜町	約 6.05ha	可燃ごみ処理施設 211t/日 粗大ごみ処理施設 15t/日 リサイクル施設 12t/日

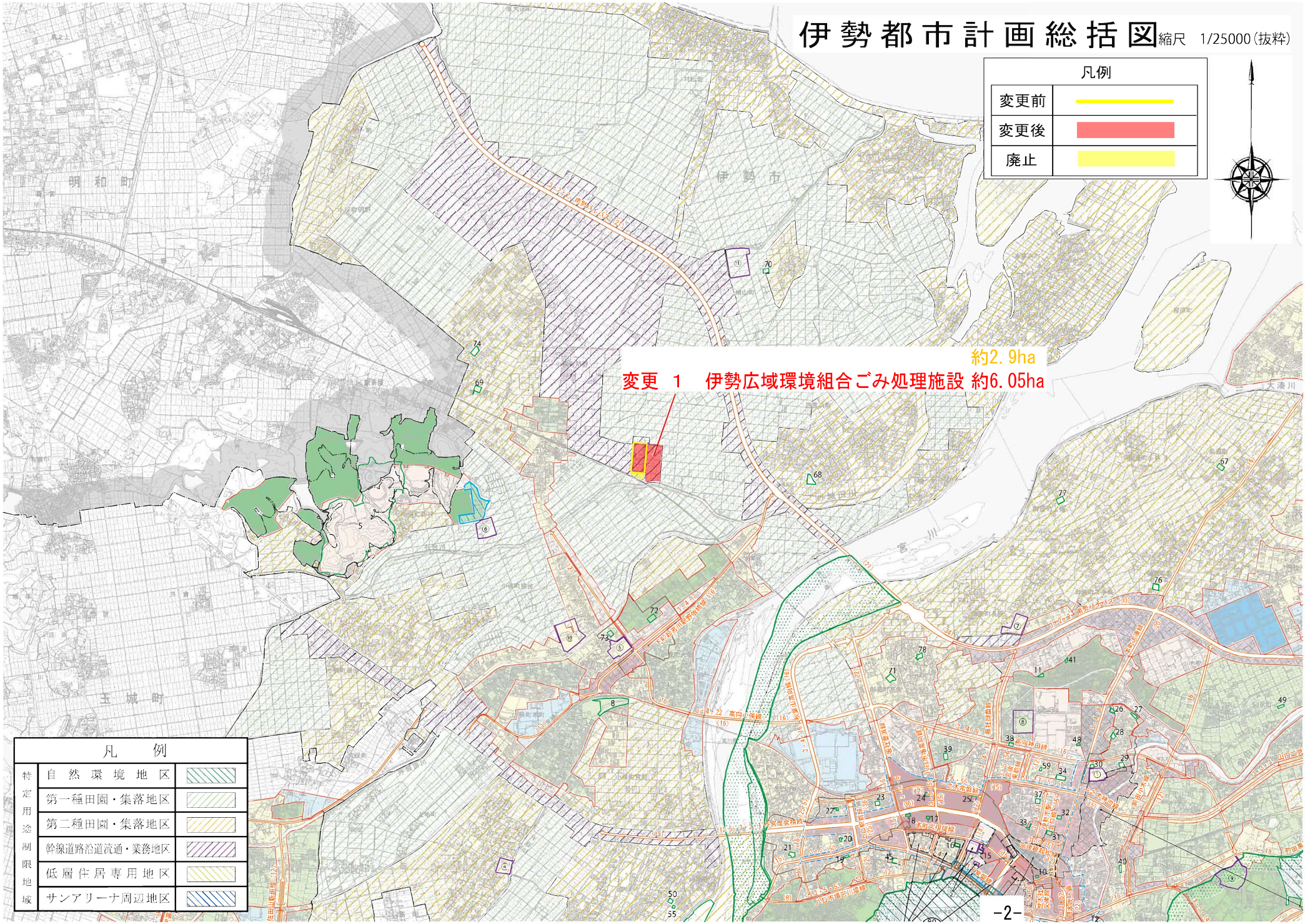
「区域図は計画図表示のとおり」

理由

別紙理由書による。

# 伊勢都市計画総括図 縮尺 1/25000 (抜粋)

凡例	
変更前	
変更後	
廃止	

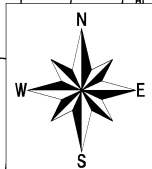


変更 1 伊勢広域環境組合ごみ処理施設 約6.05ha

約2.9ha

凡例		
特定用途制限地域	自然環境地区	
	第一種田園・集落地区	
	第二種田園・集落地区	
	幹線道路沿道流通・業務地区	
	低層住居専用地区	
	サンアリーナ周辺地区	

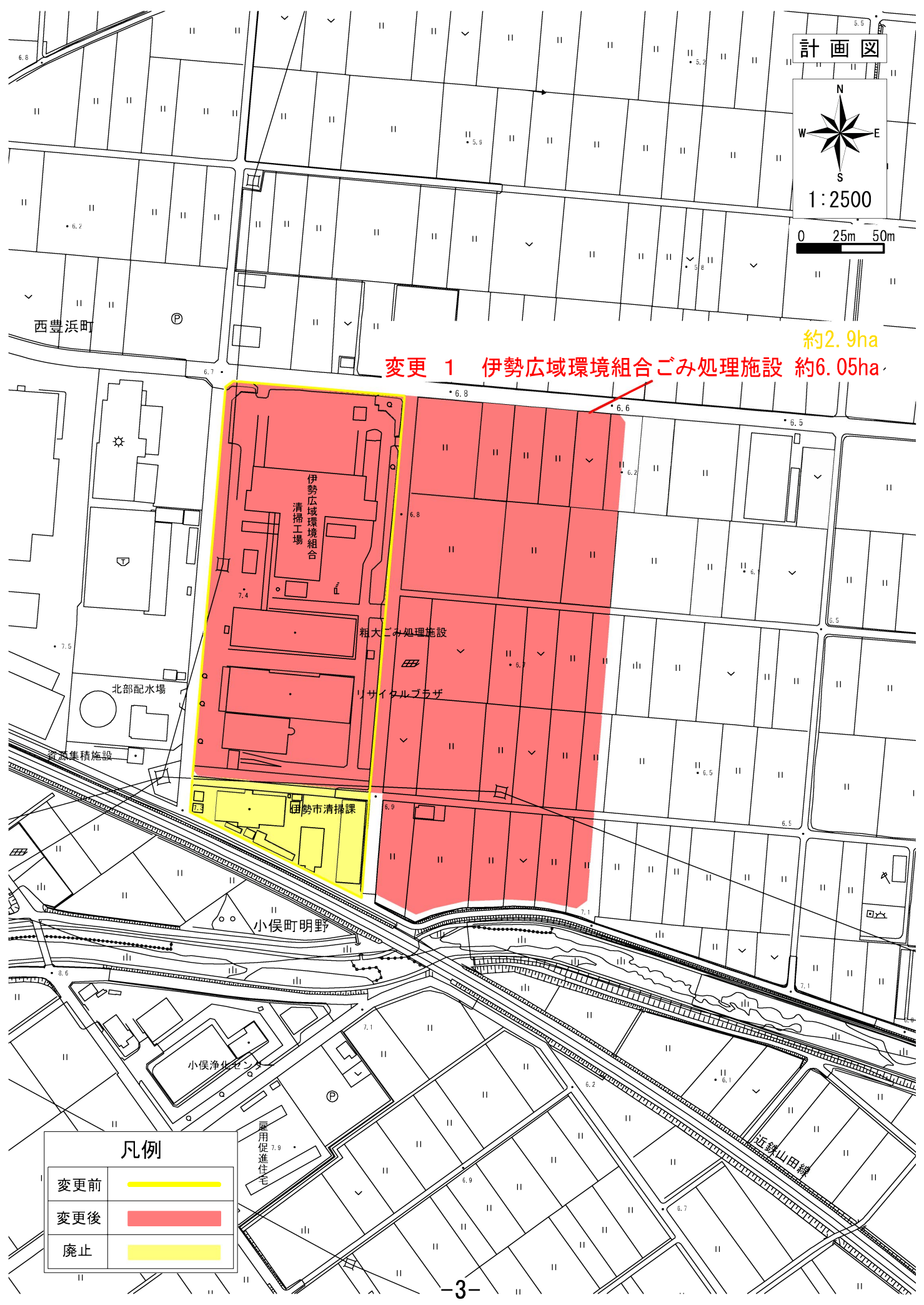
計画図



1:2500



変更 1 伊勢広域環境組合ごみ処理施設 約6.05ha  
約2.9ha



凡例	
変更前	
変更後	
廃止	

## 理由書

伊勢都市計画ごみ処理場は、昭和 48 年 11 月 12 日に伊勢広域清掃工場という名称でごみ焼却場として都市計画決定を行い、昭和 50 年 4 月より供用を開始した。その後、平成 7 年 2 月に粗大ごみ処理施設を敷地内に新設、平成 8 年 4 月に可燃ごみ処理施設の更新を行っている。また、平成 11 年には、ごみ焼却場からごみ処理場へと都市計画の内容を変更し、平成 12 年 4 月にリサイクルプラザの供用を開始した。

当該施設については、昭和 50 年 4 月から継続使用しており、老朽化が著しい状況にあるため、新たに施設を設けることとなるが、既存施設の稼働停止は出来ず業務を継続しながら建設していくことになるため、建設候補地として新たに用地を求めていく必要がある。

建設候補地については、災害や自然環境保護の観点、インフラ設備の整備状況等から対象地を絞り込み、土地の現況、経済性、周辺状況、その他の要素により、現有地を含む伊勢広域清掃工場周辺に計画することとした。

これらの状況を踏まえ、将来にわたり安全かつ安定的なごみ処理体制を継続するため、建築基準法第 51 条及び都市計画法第 11 条第 1 項第 3 号の規定により、伊勢都市計画ごみ処理場の変更を行うものである。

## 新旧対照表

伊勢都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）の変更（伊勢市決定）

都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）を次のように変更する。

*ゴシック斜体は、変更前*

名 称		位 置	面 積	備 考
番号	ごみ処理場名			
1	<b>伊勢広域清掃工場</b> 伊勢広域環境組合 ごみ処理施設	伊勢市西豊浜町	<i>約 2.9ha</i> 約 6.05ha	<i>焼却施設</i> 240t/日 可燃ごみ処理施設 211t/日 45t/日 粗大ごみ処理施設 15t/日 34.5t/日 リサイクル施設 12t/日

伊勢都市計画特定用途制限地域を次のように変更する。

ゴシック斜体は、変更前

種 類	面積	制限すべき特定の建築物等の用途の概要	備 考
特定用途制限地域 (自然環境地区)	約 3,203.2 ha	<p style="text-align: center;">建 築 物</p> <p>○店舗等の床面積の合計が 150 m<sup>2</sup>を超えるもの 又は 3 階以上の部分をその用途に供するもの ○事務所の床面積の合計が 150 m<sup>2</sup>を超えるもの 又は 3 階以上の部分をその用途に供するもの ○ボーリング場、スケート場、水泳場等 ○カラオケボックス等 ○麻雀屋、パチンコ屋、射的場、車券発売所等 ○劇場、映画館、演芸場、観覧場 ○キャバレー、個室付浴場等 ○自動車教習所 ○倉庫業を営む倉庫 ○工場 (ただし、次のものを除く。 ①農産物の処理又は加工に必要な施設 ②木材加工場や陶磁器工場 ③パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で、作 業場の面積が 50 m<sup>2</sup>以下のもの) ○危険物の貯蔵・処理に関する施設 (ただし、上記①②③に掲げる工場において 貯蔵または処理する危険物の貯蔵・処理に 関する施設を除く。)</p> <p>※ただし、都市公園内における公園施設を除く。</p>	<p>・ただし、保 安林の区域 について は、特定用 途制限地域 の区域から 除く。</p>
		<p style="text-align: center;">工 作 物</p> <p>○クラッシャープラント、コンクリートプラン ト等 ○アスファルトプラント等 ○昇降機、ウォーターシュート、飛行塔等</p> <p>※ただし、都市公園内における公園施設を除く。</p>	

<p>特定用途制限地域 (第一種田園 ・集落地区)</p>	<p>約 1,667.7 ha</p> <p>約 1,663.6 ha</p>	<p>建築物</p> <p>○店舗等の床面積の合計が 150 m<sup>2</sup>を超えるもの 又は3階以上の部分その用途に供するもの ○事務所の床面積の合計が 150 m<sup>2</sup>を超えるもの 又は3階以上の部分その用途に供するもの ○ホテル・旅館 ○ボーリング場、スケート場、水泳場等 ○カラオケボックス等 ○麻雀屋、パチンコ屋、射的場、車券発売所等 ○劇場、映画館、演芸場、観覧場 ○キャバレー、個室付浴場等 ○自動車教習所 ○倉庫業を営む倉庫 ○工場 (ただし、次のものを除く。 ①農産物の処理又は加工に必要な施設 ②パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、 畳屋、建具屋、自転車店等で、作業場の面 積が 50 m<sup>2</sup>以下のもの) ○危険物の貯蔵・処理に関する施設 (ただし、上記①②に掲げる工場において貯蔵 または処理する危険物の貯蔵・処理に関する 施設を除く。)</p> <p>※ただし、都市公園内における公園施設を除く。</p>	
		<p>工作物</p> <p>○クラッシュプラント、コンクリートプラ ント等 ○アスファルトプラント等 ○昇降機、ウォーターシュート、飛行塔等</p> <p>※ただし、都市公園内における公園施設を除く。</p>	
<p>特定用途制限地域 (第二種田園 ・集落地区)</p>	<p>約 3,695.8 ha</p>	<p>建築物</p> <p>○店舗等の床面積の合計が 3,000 m<sup>2</sup>を超えるもの ○ホテル・旅館 ○ボーリング場、スケート場、水泳場等で、床 面積の合計が 3,000 m<sup>2</sup>を超えるもの ○カラオケボックス等 ○麻雀屋、パチンコ屋、射的場、車券発売所等 ○劇場、映画館、演芸場、観覧場 ○キャバレー、個室付浴場等 ○自動車教習所で、床面積の合計が 3,000 m<sup>2</sup>を 超えるもの ○倉庫業を営む倉庫</p> <p>※ただし、都市公園内における公園施設を除く。</p>	<p>・ただし、保 安林の区域 については、特定用 途制限地域 の区域から 除く。</p>
		<p>工作物</p> <p>○昇降機、ウォーターシュート、飛行塔等</p> <p>※ただし、都市公園内における公園施設を除く。</p>	



特定用途制限地域 (幹線道路沿道 流通・業務地区)	約 435.5 ha  約 439.6 ha	建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>○店舗等の床面積の合計が 3,000 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> <li>○客席が 200 m<sup>2</sup>以上の劇場、映画館、演芸場、観覧場</li> <li>○キャバレー等</li> </ul> <p>※ただし、都市公園内における公園施設を除く。</p>
		工作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>○昇降機、ウォーターシュート、飛行塔等</li> </ul> <p>※ただし、都市公園内における公園施設は除く。</p>
特定用途制限地域 (低層住居専用 地区)	約 23.0 ha	建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第一種低層住居専用地域内に建築することができる建築物以外</li> </ul> <p>※ただし、都市公園内における公園施設を除く。</p>
		工作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>○クラッシュプラント、コンクリートプラント等</li> <li>○アスファルトプラント等</li> <li>○工作物である単独車庫で、築造面積が 50 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> <li>○工作物である建築物附属自動車車庫で、築造面積が 600 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> <li>○高さが 8mを超えるサイロ等</li> <li>○昇降機、ウォーターシュート、飛行塔等</li> </ul> <p>※ただし、都市公園内における公園施設を除く。</p>
特定用途制限地域 (サンアリーナ 周辺地区)	約 74.3 ha	建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿</li> <li>○店舗等</li> <li>○カラオケボックス等</li> <li>○麻雀屋、パチンコ屋、射的場、車券発売所等</li> <li>○キャバレー、個室付浴場等</li> <li>○幼稚園、小学校、中学校、高等学校</li> <li>○大学、高等専門学校、専修学校</li> <li>○図書館等</li> <li>○神社、寺院、教会等</li> <li>○病院</li> <li>○老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等</li> <li>○老人福祉センター、児童厚生施設等</li> </ul> <p>※ただし、都市公園内における公園施設を除く。</p>
合 計	約 9,099.5h a		

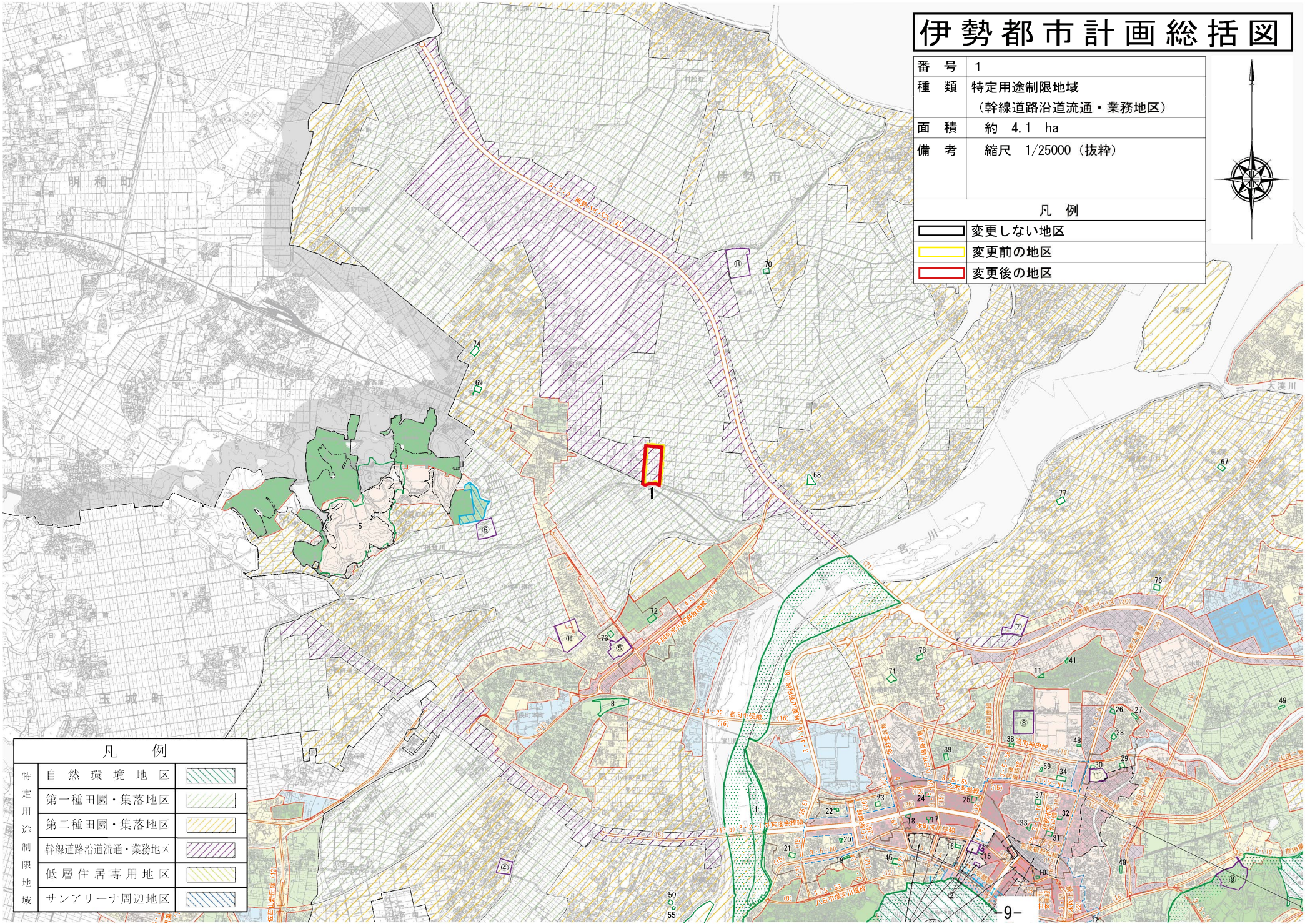
# 伊勢都市計画総括図

番号	1
種類	特定用途制限地域 (幹線道路沿道流通・業務地区)
面積	約 4.1 ha
備考	縮尺 1/25000 (抜粋)



凡 例

	変更しない地区
	変更前の地区
	変更後の地区



凡 例

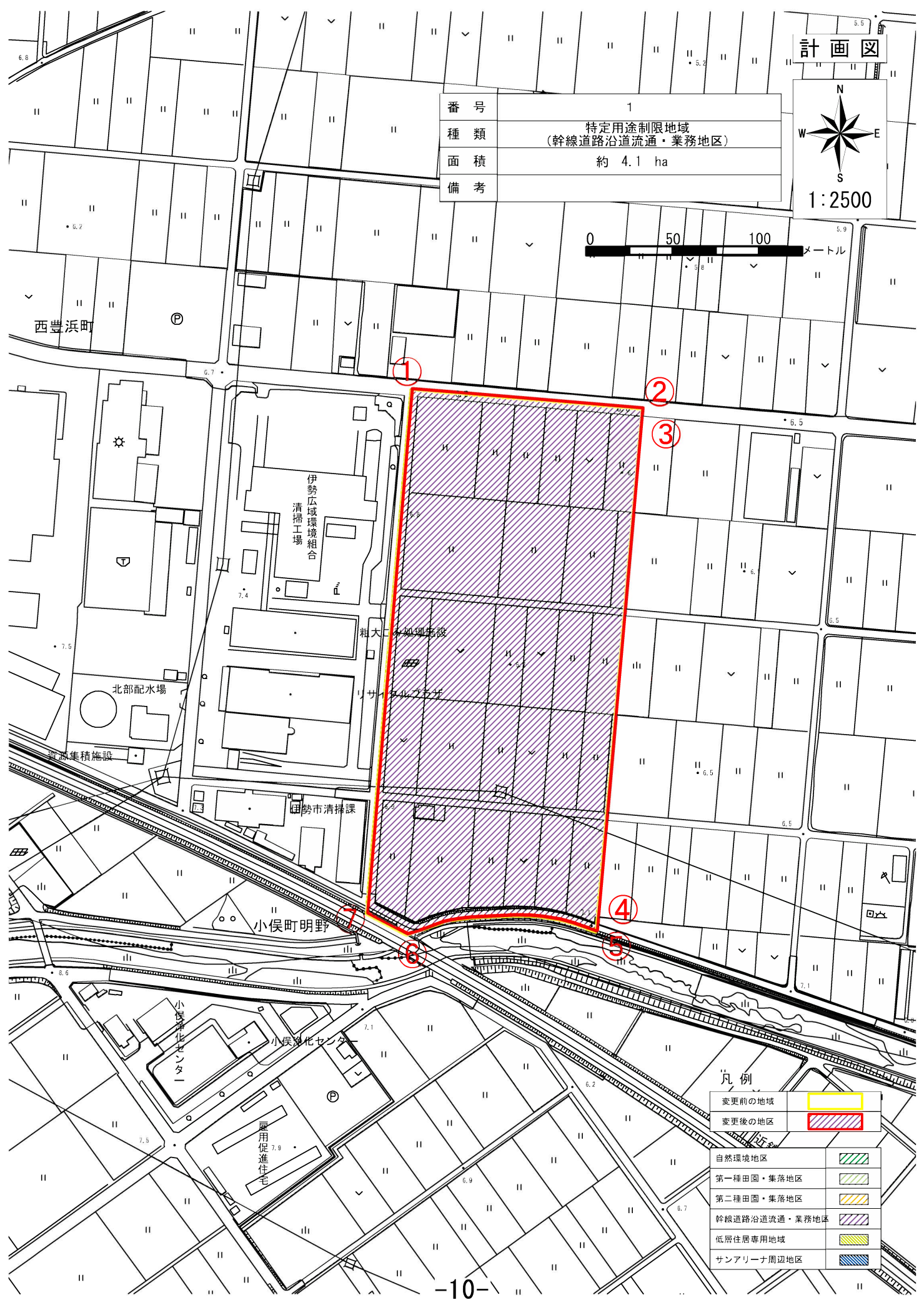
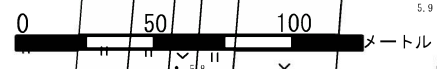
特 定 用 途 制 限 地 域	自然環境地区	
	第一種田園・集落地区	
	第二種田園・集落地区	
	幹線道路沿道流通・業務地区	
	低層住居専用地区	
	サンアリーナ周辺地区	

計画図

番号	1
種類	特定用途制限地域 (幹線道路沿道流通・業務地区)
面積	約 4.1 ha
備考	



1:2500



伊勢広域環境組合  
清掃工場

北部配水場

伊勢市清掃課

小俣町明野

小俣町明野  
小俣町明野センター

雇用促進住宅

凡例

変更前の地域	
変更後の地区	
自然環境地区	
第一種田園・集落地区	
第二種田園・集落地区	
幹線道路沿道流通・業務地区	
低層住居専用地域	
サンアリーナ周辺地区	

## 区域界表示書

地区名：伊勢市西豊浜町			
特定用途制限地域：幹線道路沿道流通・業務地区			
地点	位置表示	区間	区間表示
①	市道西豊浜明野線の中心線 と 市道西豊浜 62 号線の中心線 との交点	① ～ ②	市道西豊浜明野線の中心線
②	市道西豊浜明野線を中心線 と ③～④の延長線 との交点	② ～ ③	② と ③ を結ぶ線
③	644-2 番地の北東端	③ ～ ④	644-2 番地の北東端 と 597-1 番地の南東端を結ぶ線
④	597-1 番地の南東端	④ ～ ⑤	④ と ⑤ を結ぶ線
⑤	③～④の延長線 と 管理用道路の南側境界線との交点	⑤ ～ ⑥	既設管理用道路の南側境界線
⑥	管理用道路の南側境界線 と 近鉄鉄道敷の北側境界線 との交点	⑥ ～ ⑦	近鉄鉄道敷の北側境界線
⑦	近鉄鉄道敷の北側境界線 と 市道西豊浜 62 号線の中心線 との交点	⑦ ①	市道西豊浜 62 号線の中心線

## 理由書

伊勢広域清掃工場については、昭和50年4月から継続使用しており、老朽化が著しい状況にあるため、新たに施設を設けることとなるが、既存施設の稼働停止は出来ず業務を継続しながら建設していくことになるため、建設候補地として新たに用地を求めていく必要がある。

建設候補地については、災害や自然環境保護の観点、インフラ設備の整備状況等から対象地を絞り込み、土地の現況、経済性、周辺状況、その他の要素により、現有地を含む伊勢広域清掃工場周辺に計画することとした。

平成24年4月の特定用途制限地域の決定では、地区設定の考え方として、まとまりのある整地された農用地区域の保全を図るため、当該地を第一種田園・集落地区に指定したが、将来にわたる安全かつ安定的なごみ処理体制を継続するための都市計画ごみ処理場用地として、都市計画の土地利用との整合性を図るため、幹線道路沿道流通・業務地区に変更しようとするものである。

## 伊勢広域環境組合「ごみ処理施設整備事業」に係る環境影響評価方法書（概要）

### 1 はじめに

環境影響評価（環境アセスメント）はごみ処理施設整備事業の実施にあたり、新施設が環境に与える影響を事前に調査、予測、評価するもので、三重県環境影響評価条例（平成10年三重県条例第49条）第39条の規定により、事業者である伊勢広域環境組合に代わり、都市計画決定権者である伊勢市が都市計画決定の変更と併せて手続きを実施します。

なお、関係する地域は環境影響が及ぶ範囲として設定することから、伊勢市、明和町及び玉城町になります。

方法書はこれから実施する環境影響評価の実施手法等を記載したもので、現況の環境調査の手法や、調査結果を踏まえた新施設が環境に与える影響の予測手法、新施設の環境保全措置が正しく行われるかの評価手法をあらかじめ記載したものです。

### 2 環境影響評価の選定項目

環境影響評価を実施する項目は、環境に影響を与えるおそれのある影響要因と環境要素を関連付けて整理し、事業によって影響を受けるおそれのある評価項目を選定します。環境影響評価は、三重県環境影響評価技術指針に基づいて実施するもので、本事業で選定した環境影響評価項目は、下表のとおりです。

環境要素	影響要因	工事の実施 (整備工事中の影響)					土地または工作物の 存在及び供用 (新施設運用時の影響)					その他				
		重機の稼働	資材の運搬	土地の造成	工作物の建設	廃棄物の発生・処理	造成地の存在	工作物の存在	土地の利用	工作物の供用・稼働	関係車両等の走行	廃棄物の発生・処理	取水用水	エネルギーの使用	緑化	既存工作物の撤去
大気環境	大気質	○	○	○					○	○						○
	騒音・振動	○	○						○	○						○
	低周波音	○	○						○	○						○
	悪臭								○	△						
水環境	水質			○	○								○			
	地下水の水質及び水位								○							
その他	地盤												○			
	土壌								○							
陸生動物				○	○		○	○								
陸生植物				○	○		○	○								
水生生物				○	○			△								
生態系				○	○		○	○	△							
景観							○	○								○
廃棄物等				○	○						○					○
温室効果ガス等									○					○		

注1) 「○」：本事業で環境影響評価の項目として選定した項目。

「△」：基本計画の検討により、影響要因として考えられる場合には、環境影響評価の項目として選定する項目。

注2) 環境影響評価手続き上は新施設の設置の位置づけであるため、対象事業実施区域として既存施設を含んでいませんが、参考として、解体時の影響についても一部の項目を環境影響評価項目として選定しています。

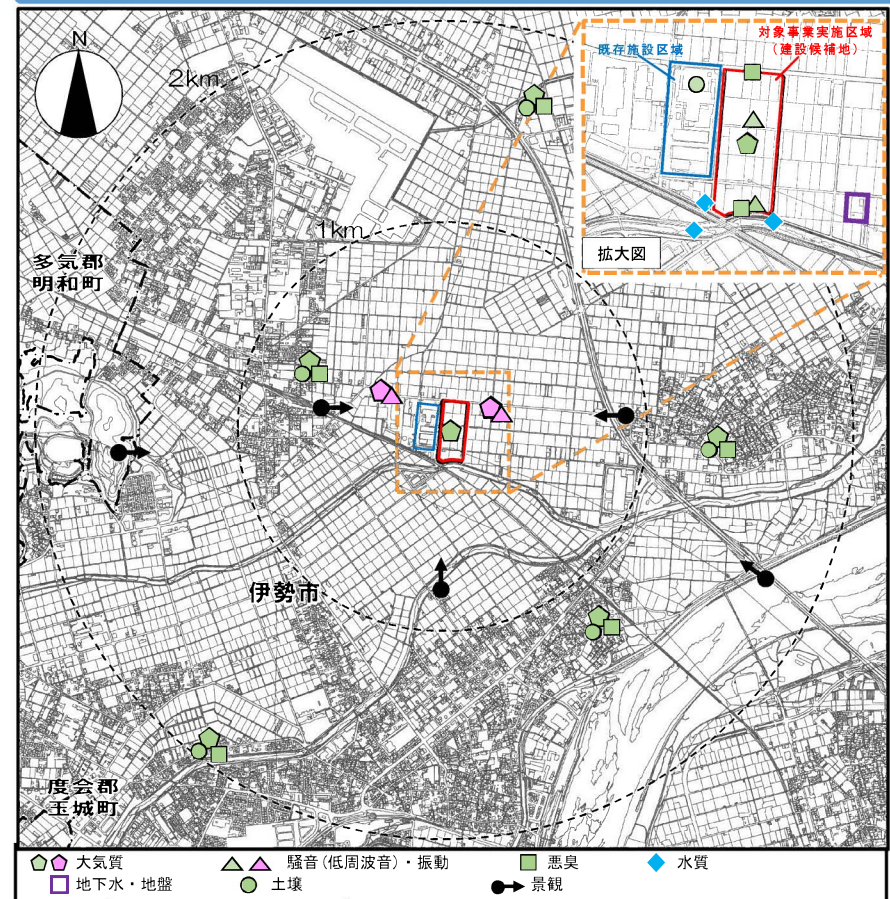
### 3 調査スケジュール（予定）

調査項目	調査時期（R2年度）						調査時期（R3年度）					
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
大気質	←—————→											
騒音・振動・低周波音												
悪臭												
水質												
地下水位・地下水質	←—————→											
土壌												
景観												

※動物・植物・生態系については調査項目に応じて適切な時期に実施します。

※「←→」は1年間連続で調査を実施する項目。「↑」はその期間内に1回調査を実施する項目。

### 4 調査地点



○ 大気質

△ 騒音(低周波音)・振動

○ 悪臭

○ 水質

○ 地下水・地盤

○ 土壌

○ 景観

※大気質、騒音・振動の緑色は一般環境、ピンクは関係車両等の走行が考えられる道路沿道の調査地点です。

※陸生動物・陸生植物・水生生物は対象事業実施区域の周辺200mの範囲内を調査します。

※廃棄物等、温室効果ガスは、基本計画に基づく予測のみを行います。

※図上に1km、2kmと表記した円につきましては、距離の目安となっています。